

文書番号	管理版	<input type="checkbox"/> 継続して更新されます	版数	5-1	管理番号
YQ-96	管理外版	<input type="checkbox"/> 更新されません			管理番号

## 紅華の森重要事項説明書

制定日 : 2017年 7月 1日

改訂日 : 2024年 8月 1日

No.	配付先	No.	配付先
1	理事長	6	相談員
2	施設長	7	介護支援専門員
3	施設長(紅華の森)	8	管理栄養士
4	事務長	9	
5	部門長(総務課)	10	

承認	審査	作成
施設長	施設長	施設長

社会福祉法人 祥永会  
地域介護老人福祉施設 紅華の森

文 書 番 号	紅華の森重要事項説明	版 数	5-1	ページ
	目 次			目次-1P

	版	総頁	制・改訂日
表紙.....	5-1	1P	2024.8.1
目次.....	5-1	1P	2024.8.1
重要事項説明書.....	5-1	7P	2024.8.1
改訂歴表.....	様式一文03-2		2024.8.1

# 重要事項説明書

(地域密着型介護老人福祉施設 紅華の森)

当施設は介護保険の指定を受けています  
介護保険事業所番号4792200075

当施設は、利用者に対して地域密着サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、約款上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3.4.5」と認定された方が対象となります。

1. 事業の目的と運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
5. 設備の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6. 当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・ 2～6
7. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7

## 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある入居者に対し、地域密着型介護老人福祉施設サービス計画に基づき、地域や家庭との結び付きを重視し可能な限り居宅での生活復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行うことで、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指します。また読谷村の地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、高品質なサービスを提供します。

## 2. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 祥永会
- (2) 法人所在地 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味1875番地1
- (3) 電話番号 098-956-2000
- (4) 代表者氏名 森岡秀一
- (5) 設立年月日 平成6年12月16日

## 3. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・平成29年6月27日指定介護保険施行法第7条による。
- (2) 施設の名称 地域密着型介護老人福祉施設 紅華の森
- (3) 所在地 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味1910番地2
- (4) 電話番号 098-987-8151
- (5) FAX番号 098-987-8152
- (6) 管理者 嘉数いく子
- (7) 開設年月日 平成29年7月1日
- (8) 入居定員 29人

## 4. 職員の配置状況

施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員を下記の通り配置しています。

### <職員の配置状況>

職種	職務内容	人員
施設長	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名
介護支援専門員	介護計画の作成	1名
介護職員	介護業務	15名以上
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能チェック及び指導、保健衛生管理	1名以上
機能訓練員	身体機能機向上、健康維持のための指導	1名
医師	口腔衛生管理 健康管理及び療養上の指導	2名（嘱託）
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導 栄養ケア計画書の作成	1名
調理員	献立表にしたがって調理を行う	4名

## 5. 施設概要

### (1) 施設規模

構 造	鉄筋コンクリート屋根瓦重葺き2階建並び機械室	
建物延べ床面積	1903.23㎡	(575.73坪)
土 地	2944.8㎡	(890.8坪)

### (2) 居室等の概要

居室29室 1ユニット(9~10人)が3ユニット

1ユニット

居 室	1室あたり面積	1ユニット室数
1人部屋	10.71㎡~11.01㎡	9~10室

(1) 居室にはベッド、枕元灯、チェスト、ナースコールの備品や洗面所、トイレ等、入居者の処遇に支障がないよう必要な設備を備えます。

☆居室の決定方法：利用者の希望と居室の空き状況等により、決定いたしますが、ご希望に沿えない場合もあります。その際は、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### (3) 主要な設備

設備の種類	室 数	備 考
食 堂 機能訓練室	3室	※介護保険の給付対象のため、 通常の自己負担(1割または2割負担)以外に利用者に負担いただく料金はありません。
浴 室	3室	
医 務 室	1室	

#### (1) 食堂及び機能訓練室

- イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3平方メートルに入居定員を乗じて得た面積以上とします。
- ロ 必要な設備類を備えます。

#### (2) 浴室

浴室は要介護者に適した広さと設備を備えます。

#### (3) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入居者を診療するために必要な医薬品と医療機器を備えます。

## 6. サービス内容

### (1) 基本サービス

#### ① 食 事

1. 栄養士の立てる献立を元により、入居者の年齢、心身の状況に合った適切な栄養量及び内容の食事を提供します。
2. 利用者の自立支援のため離床し、食事を摂取して頂くことを原則としています。  
食事時間：朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00 とします。

#### ②入 浴

1. 週2回以上の入浴又は清拭を行います。

#### ③ 排 泄

1. 利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④ 機能訓練及び生活リハビリ

1. 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または減退を防止するため機能動作訓練を実施します。及び日常生活動作での生活リハビリを実施します。

#### ⑤ 健康管理 口腔衛生管理

1. 医師や看護職員が健康を管理します。

⑥看取りケア

- ・回復の見込が無く、終末期の状態であると医師が医学的に判断したご利用者に対して、必要以上の延命治療を行わず、苦痛の緩和と精神的な支えを中心にして施設で最期を迎えられるよう、下記のとおり援助を行います。
- ・嘱託医の協力のもと、各職員はご利用者の尊厳と権利を守ることに充分配慮しながら介護にあたります。
- ・医師・看護師・相談員・介護支援専門員・介護員・栄養士等が協働で看取り介護に関する計画書を作成し提示します。必要に応じてケアプランの見直しやカンファレンスを行い、ご家族と密な連絡を取ります。
- ・看取り介護中であっても身体的な苦痛が伴い、ご家族が希望される場合は、施設看取りを中止して病院へ入院していただくことも可能です。
- ・施設には常勤医師の配置はなく、夜間は看護師も不在ですが、緊急時の対応については介護員が緊急連絡体制に基づき 24 時間看護師との連絡体制が確保されています。
- ・死亡時は嘱託医又は主治医が死亡確認を行います。日中医師が職務中など直ちに来園出来ない場合もあります。その際はお待ちいただくこともあります。
- ・看取り介護については入所の際に「終末期の事前同意書」を説明させていただきますが、終末期に入ったと判断された時点で、再度ご家族に説明させていただきます。その上で「終末期に関する説明書」をご確認の上、同意書をいただきます。

⑦ その他自立への支援

1. 寝たきりを防止するため、できるかぎり離床を援助します。
2. 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。
3. シーツ交換は週 1 回実施、寝具の交換は月に 1 回実施します。

⑧ その他のサービス

1. 理美容  
ご希望に応じて理美容の機会を設けますので申出てください。(料金は理美容師へ直接お支払いいただきます)
2. 所持品の管理  
保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。
3. 年間行事  
年間を通して施設内外の交流会の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。

<サービス利用料金(30日あたり)>

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事、居住に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

※サービス利用料金は、利用者の「要介護度」に応じて異なります。また、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に応じて異なります。

※単位は円です。

番号	項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1	施設サービス費 (I)	20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
2	夜間職員配置加算 (II) イ	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
3	看護体制加算 (I) 1	360	360	360	360	360
4	個別機能訓練加算 I	360	360	360	360	360
5	科学的介護推進加算 (II)	50	50	50	50	50
6	排せつ支援加算	10	10	10	10	10
7	サービス提供体制強化加算 (III)	180	180	180	180	180
8	介護職員処遇改善加算 II (新加算)	3,100	3,390	3,696	3,994	4,279
	合計	25,900	28,320	30,876	33,364	35,749

## 項目の説明

1. サービス費は、ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）で算定。
2. 常勤の看護師を1以上配置している場合 看護体制加算Ⅰ 12円/1日算定
3. 訓練指導員を配置し計画を作成、説明を行い実施。個別機能訓練加算 12円/1日算定
4. 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上回っている場合に、夜勤職員配置加算（Ⅱ）イを46円/1日算定。
5. 科学的介護推進加算（Ⅱ）50円/月  
入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身状況等に係る情報を厚生労働省に提出していること。
6. 排泄支援加算  
入所者等ごとに、排泄の状態に関する支援計画を作成し、担当者、医師、看護師が連携し少なくとも3月に1回評価、6か月に1回見直しを行いその結果を厚生労働省に提出し当該情報等を活用している。10単位/月
7. サービス提供体制加算（Ⅲ）は、介護職員のうち介護福祉士が50%以上、常勤職員75%以上に該当。6円/1日算定
8. 介護職員処遇改善加算Ⅱ（新加算）は（介護職員処遇改善加算・介護職員特定加算・ベースアップ等加算を一本化した加算）番号1～6まで算定した額に100分の13.6%を乗じた額を算定/月

法定代理受領分を除く1割～4割の額を算定。

食費 1,445円 1日分 43,350円（30日あたり）

居住費 2,066円 1泊分 61,980円（30日あたり）

その他加算（該当した場合に加算）

初期加算 30円/日

※入居日から30日に限って、料金が加算されます。

看取り加算

※医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対し、ご本人、ご家族の同意を得た上で、施設で看取り介護を行った場合に、看取り加算死亡日31日前～45日以下が算定されます。

- (1) 死亡日以前31日以上45日以内 1日 72円
- (2) 死亡日以前4日以上30日以内 1日 144円
- (3) 死亡日の前日及び前々日 1日 680円
- (4) 死亡日 1日 1,280円

入院又は外泊時の利用料金

要介護状態区分にかかわらず、1日につき264円です。ただし、一月につき7泊（6日分を限度とします）月をまたがる場合は最大で連続13泊（12日分）を上限とします。

退所時情報提供加算

医療機関へ退所（入院）する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身状況、生活歴を示す情報を提供した場合に入所者等1人につき1回限り算定されます。250単位/回

## その他

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している自己負担額とします。

※高額介護サービス費の利用者負担額は世帯単位で設定されますので、同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全員の利用者負担合計額が下記の上限額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。

また、住民税世帯非課税の人については、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

【高額介護サービス費の利用者負担上限額】	利用者負担上限額
課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上	世帯 140,100 円
課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) ~ 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満	世帯 93,000 円
村税課税 ~ 課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満	世帯 44,400 円
住民税世帯非課税	世帯 24,600 円
・ 合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	個人 15,000 円
・ 生活保護を受けている人	世帯 15,000 円

## (2) 利用料金のお支払い方法

前記の料金は1か月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。)

①窓口での現金支払い

②下記指定口座への振り込み

沖縄銀行 読谷支店 普通預金

③金融機関口座からの自動引き落とし。ご利用できる金融機関は海邦銀行・琉球銀行・沖縄銀行  
ゆうちょ銀行・JA(沖縄県農協)です。

## 7. サービス利用に当たっての留意事項

①来訪者は面会記入用紙へ(名前、続柄、連絡先)記入をお願いします。

②外出、外泊の際は、必ず職員へ申し出て書面で届出をお願いします。

③施設内の居室や設備、器具は本来の使用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。

④決められた場所以外で喫煙はご遠慮ください。

⑤所持金品は、自己の責任で管理してください。

## 8. 感染症拡大予防・非常災害の対策

防災訓練：年2回以上、利用者も参加して避難訓練を行います。防災設備：自動火災報知器、スプリンクラー、消火栓、消火器完備しております。

感染症が発症した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続計画の策定、研修の実施、年1回訓練(シミュレーション)を実施し、感染の蔓延防止に努めます。

## 9. 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要場合は速やかに主治医や協力医療機関、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。



## 10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保守します。  
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 12. 利用者の尊厳

利用者の尊厳を守ります。プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。  
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 14. 人権擁護・虐待防止

利用者の人権を守り、心身を傷つけるような虐待を行わないことを約束します。また虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけ、虐待防止に努めます。

## 15. 苦情申立先

※施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

窓口担当	管理者 嘉数いく子	介護支援専門員 前川里子	生活相談員 饒平名知子
ご利用日	月曜日 ～ 金曜日		
ご利用時間	午前8:30 ～ 午後5:30		
ご利用方法	電話	098-987-8151	
	面接	相談室	
	苦情箱	1. 施設正面出入口	

※行政機関その他苦情受付機関

読谷村役場 福祉課	所在地 / 読谷村字座喜味2901番地 電話番号・FAX / 982-9209・982-9210 受付時間 / 9:00～17:00
沖縄県介護保険連合会	所在地 / 読谷村字比謝町55番地 電話番号・FAX / 911-7500・911-7506 受付時間 / 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 / 那覇市西3丁目14-18 電話番号・FAX / 863-2321・867-6758 受付時間 / 9:00～17:00

※苦情処理第三者委員

第三者委員	儀間敏光 宮國 学
電話番号	(098) 956-2000
公平中立な立場で、苦情の受け付け相談にのっていただける委員です。	

## 16. 協力医療機関

※協力医療機関

医療法人楽和会 読谷村診療所 読谷村字都屋 167 番地 電話番号 098-956-1151

※当山歯科医院 読谷村字都屋 167 番地 3 電話番号 098-956-0193

※但し、協力医療機関で優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、協力医療機関で診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

※緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 17. 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

付則

令和6年8月1日より施行します。

